

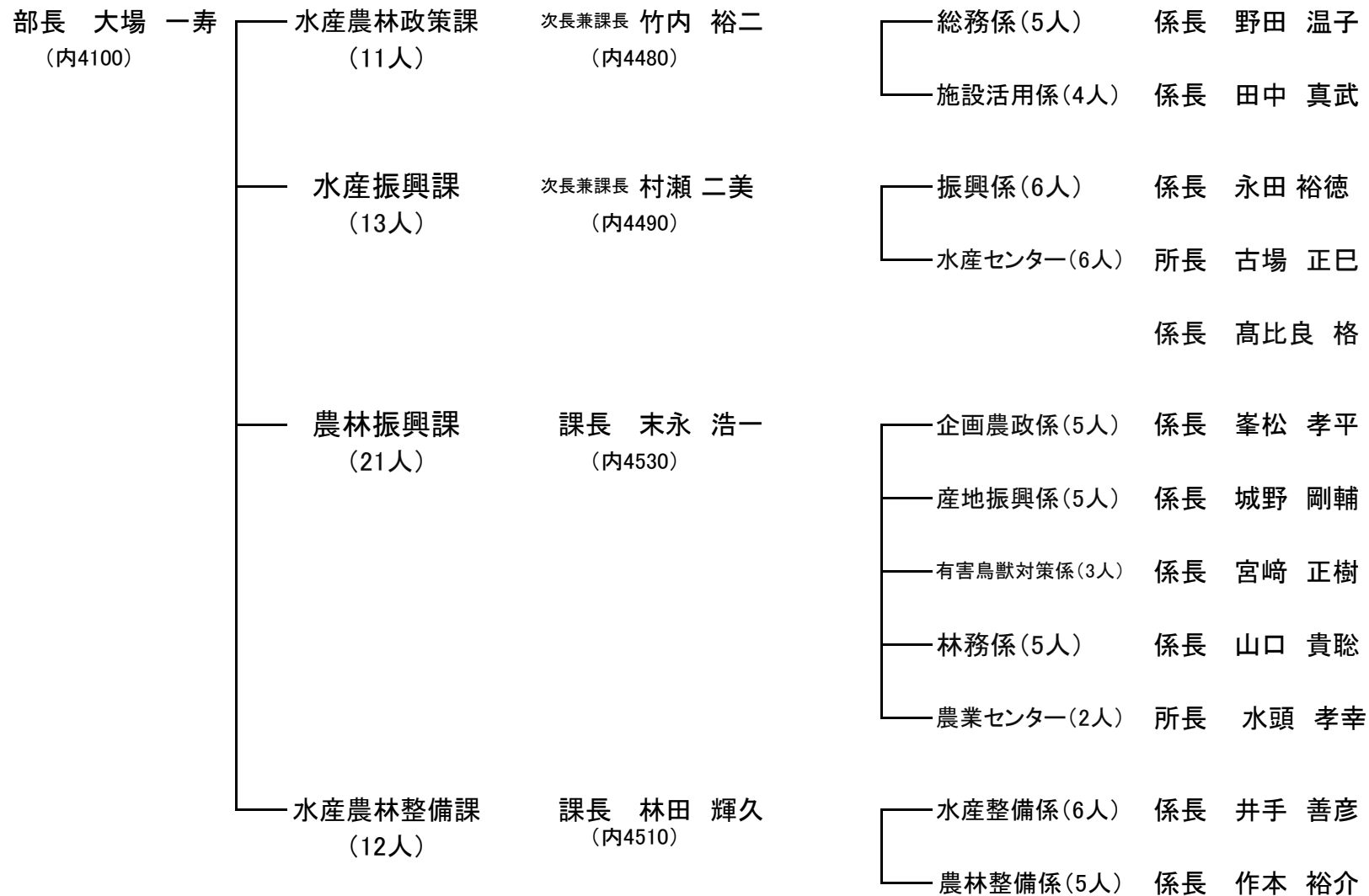
所 管 事 項 調 査

【目次】	ページ
1 水産農林部機構表（令和 8 年 4 月 1 日）	2
2 水産農林部事務分掌	3
3 令和 8 年度の主な取組みについて	7
4 指定管理者制度の更新の方針について	1 8

水 産 農 林 部
令和 8 年 6 月

1 水産農林部機構表(令和8年4月1日)

水産農林部(57人)



2 水産農林部事務分掌

課	係、出先機関	分 掌 事 務
水産農林政策課	総務係	(1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関すること。 (4) 部の所管に係る予算の経理に関すること。 (5) 地元農水産物の情報発信に関すること。 (6) 部内事務の連絡調整に関すること。 (7) 一般財団法人長崎市地産地消振興公社との連絡調整に関すること。
	施設活用係	(1) 野母崎高浜海岸交流施設に関すること。 (2) 長崎ペンギン水族館に関すること。 (3) 道の駅夕陽が丘そとめに関すること。 (4) 植木センターに関すること。 (5) 体験の森に関すること。 (6) 高島ふれあい海岸に関すること。 (7) 旧伊王島海水浴場交流施設に係る環境整備に関すること。

課	係、出先機関	分 掌 事 務
水産振興課	振興係	(1) 水産業の振興に関すること。 (2) 水産振興事業の基本計画の策定に関すること。 (3) 漁場等整備事業の計画に関すること。 (4) 水産施設の設置及び改良に関すること。 (5) 水産振興計画審議会に関すること。 (6) 水産関係団体との連絡調整に関すること。
	水産センター	(1) 水産動植物の種苗の生産及び供給に関すること。 (2) 漁業者の漁業技術の指導に関すること。 (3) 水産動植物の増殖及び養殖に係る技術開発、調査及び分析に関すること。 (4) 橘湾栽培漁業推進協議会及び西彼地域栽培漁業推進協議会との連絡調整に関すること。

課	係、出先機関	分 掌 事 務
農林振興課	企画農政係	(1) 農業及び畜産業の整備事業の基本計画の策定に関すること。 (2) 農業振興計画審議会に関すること。 (3) 農業関係団体、農業センター及び農業委員会との連絡調整に関すること。
	産地振興係	(1) 農業及び畜産業の振興に関すること。 (2) 圃場整備の企画調整に関すること (3) 農作物病虫害に関すること。
	有害鳥獣対策係	(1) 有害鳥獣対策に関すること。 (2) 家畜伝染病の予防に関すること。
	林務係	(1) 林業の振興に関すること。 (2) 林業の整備事業の基本計画の策定に関すること。 (3) 森林の整備の推進に関すること。 (4) 森林法等に基づく許可、意見書等に関すること。 (5) 森林機能の普及啓発に関すること。 (6) 林業関係団体との連絡調整に関すること。
	農業センター	(1) 農業センターの管理運営に関すること。 (2) 農業振興に関する相談、研修等に関すること。 (3) 農業の活動支援に関すること。

課	係、出先機関	分 掌 事 務
水産農林整備課	水産整備係	(1) 漁港等整備事業の計画、設計及び施行に関する事。 (2) 漁場等整備事業の設計及び施行に関する事。 (3) 漁港施設の維持管理に関する事。 (4) 漁港施設の災害復旧工事に関する事。 (5) 漁港施設の使用等の許可に関する事。 (6) 漁港の区域内の水域又は公共空地における行為の許可に関する事。 (7) 漁港の埋立申請・竣工認可に関する事。 (8) 部の所管に係る公有水面埋立地の確認等に関する事。 (9) 漁港台帳に関する事。
	農林整備係	(1) 農林業施設の計画、設計及び施行に関する事。 (2) 農林業施設の維持管理に係る総合調整に関する事。 (3) 農地及び農林業施設の災害復旧工事に関する事。 (4) 治山に関する事。 (5) 農林業施設の使用及び占用の許可並びに土木施工承認に関する事。 (6) 農林業施設の整備及び維持管理に係る農林業関係団体との連絡調整に関する事。 (7) 農林業施設の台帳に関する事。 (8) 小規模農業用水利施設改修費補助金に関する事。

3 令和8年度の主な取組みについて

(1) 水産業の振興について

ア 赤潮対策について

(ア) 概要及び被害状況

令和5年度に橘湾で発生した赤潮（カレニア・ミキモトイ）により、過去最大規模の被害（約8.7億円）が発生し、さらに令和6年度においても橘湾（戸石地区）や西彼海域（三重地区）において広範囲に発生した赤潮（シャットネラ・アンティーカ）により、ブリ、ヒラマサ、シマアジなどの養殖魚に大きな被害（約4.6億円）が発生した。

なお、令和7年度は、赤潮の発生はあったものの、漁業被害は発生していない。

年度	地区	被害魚種	被害尾数	被害金額
R 6	三重地区	ブリ・ヒラマサ	10万尾	4.0億
	戸石地区	シマアジ・トラフグ等	5万尾	0.6億
R 5	戸石地区	トラフグ・シマアジ・マダイ等	70万尾	8.7億



(イ) これまでの対応策

a モニタリング体制の強化・被害発生時の支援

【国 事 業】観測機器等の導入支援、モニタリングに係る経費支援、防除剤の導入支援

【県市事業】防除剤の導入支援、へい死魚処理に係る経費支援

赤潮流動予測の精度向上に向けたデータ収集（九州大学、長崎大学との連携）

b 養殖再建支援、被害軽減・防除対策

【国 事 業】足し網等の被害軽減対策

【県市事業】代替魚導入支援、金融支援（利子補給）、足し網等の被害軽減対策支援

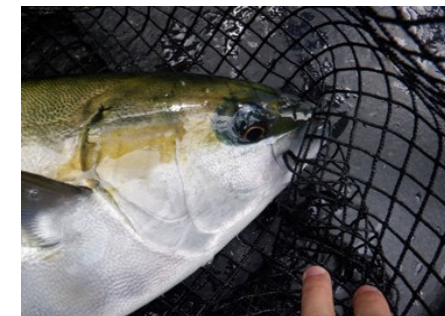
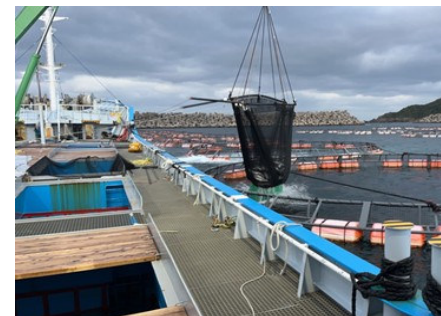
【市 事 業】魚種の複合化によるリスク分散をめざした成長が早い新魚種（ウスバハギ）の養殖試験



たちばな漁協が八代海に設置した観測機器

<代替魚導入支援>

事業実施年度	実施主体	導入尾数
R 6～R 7	長崎市新三重漁協	約 11 万尾
R 5～R 6	長崎市たちばな漁協	約 74 万尾



代替魚導入状況

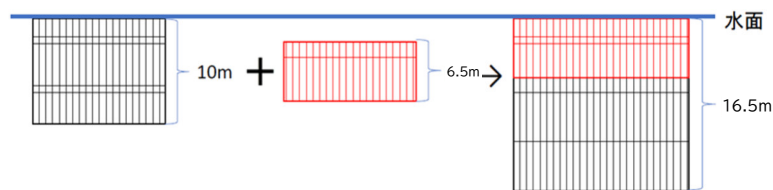
<被害軽減対策（足し網等）>

事業実施年度	実施地区	導入件数	備考
R 6～R 7	三重地区	30 基（10m+6.5m）	県市事業
R 7	戸石地区	4 基（5m→8m） 4 基（5m+7m）	国事業

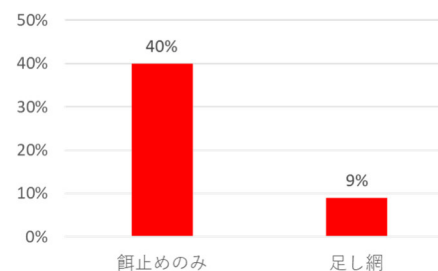


足し網設置状況

足し網：生簀網を追加し、底網深度を延ばすことで赤潮からの逃げ場を作る



鹿児島県養殖魚へい死率（％）



（ウ）令和 8 年度 of 取組み

a モニタリングの強化

- ・テレメータシステム等による観測情報共有

b 被害軽減・防除対策

- ・足し網等の導入促進、養殖共済加入促進
- ・成長が早い養殖魚や陸上養殖への転換

（水産センターにおける種苗生産技術開発と陸上養殖試験）



新魚種候補（ウスバハギ）

イ 海業の取組みについて

(ア) 海業とは

漁港での水産物の販売や料理の提供、遊漁、漁業体験など、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活かした事業で、地域のにぎわいや所得と雇用を創出するもの。

(イ) 海業の推進に取り組む地区

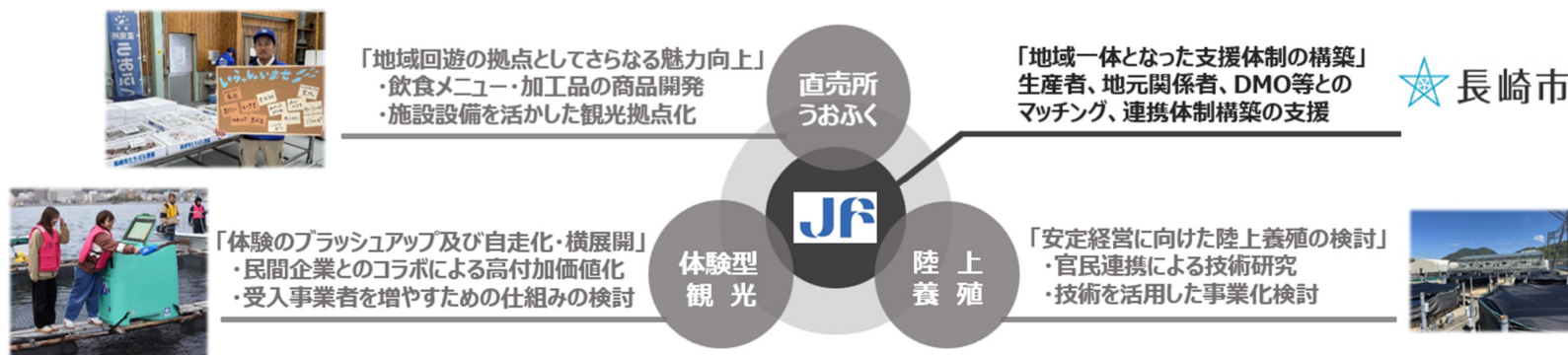
水産庁が、新たな海業等の取組実施に向けて積極的に支援する地区として、「海業の推進に取り組む地区」を決定している。
5年間でおおむね 500 件の取組みを目指しており、令和 8 年 3 月現在、110 地区が決定している。

決定時期	決定地区数	長崎県における決定地区
令和 6 年 3 月	5 4 地区	対馬市（上対馬地区、三浦湾漁港）、壱岐市（芦辺漁港）、新上五島町（奈良尾漁港）
令和 7 年 3 月	3 2 地区	平戸市（館浦漁港）
令和 8 年 3 月	2 4 地区	長崎市（たちばな漁港）、壱岐市（勝本港）

(ウ) たちばな漁港の取組概要

令和 7 年度に、海業の取組促進に係る国の補助金（ソフト事業）を活用し、直売所「うおふく」をオープン。

令和 8 年度は、同直売所を起点とした更なる賑わい創出に向け、すでに取り組む「体験型観光（漁業体験）」をはじめ、様々な分野の事業者と連携し、水産業振興・交流人口に資する取組みの検討を進める。また、水産センターにおいて官民連携事業として進めている「陸上養殖」事業化の可能性も検討する。



ウ ながさき BLUE エコノミーの取組みについて

(ア) ながさき BLUE エコノミーの概要

a 目的
・長崎から新たな養殖産業を創出することで、雇用が生まれ、若者が定着し活気づく地域の構築 ・養殖業の産業化を進め、持続的水産食料生産拠点を長崎に形成
b ビジョン
養殖 DX の推進により、若者が集まり活気づく海と生きる地域社会の実現
c 構成機関
・代表機関 長崎大学 ・幹事自治体 長崎県 ・参画機関 長崎市ほか約 50 社
d 事業費
2 億円/年度（令和 5 年度から 10 年間）

(イ) ながさき BLUE エコノミー高島水産研究所

a 施設の状況
旧水産センター高島事業所を長崎大学が使用貸借契約により活用 ※契約期間：令和 5 年 7 月 10 日～令和 15 年 3 月 31 日
b 施設の使用目的
ブリの早期採卵など、ブリの人工種苗の各種試験・研究を行い、人工種苗を用いたブリ養殖の生産体制構築
c 活用状況
ブリの親魚養成、人工種苗技術開発を実施。また令和 7 年度から新魚種（アカハタ、ヒラスズキ等）の各種技術開発も実施。併せて、高度管理型養殖システムとして、沖合養殖システム開発等の情報収集

ターゲット1：「作業を変える」 生産者の作業負担を軽減する 養殖技術開発	ターゲット2：「育て方を変える」 海の生物と環境への負荷を軽減する 養殖技術開発	ターゲット3：「働き方を変える」 若者が魅力を感じる 水産プラットフォームの構築	
研究開発課題1 高度管理型養殖システムの開発 ・沖合養殖システム ・海中ロボット（AUV） ・養殖クラウドマネジメントサービス ⇒沖合養殖システム構築	研究開発課題2 環境保全型養殖技術の開発 ・新技術によるブリ種苗生産技術 ・新たな疾病予防技術 ・効果的給餌技術 ・ブリ種苗センター ⇒人工種苗を用いた生産体制構築	研究開発課題3 経営構造の改革と水産業活性化の推進 ・ビジネスモデルの策定 ・産地マルシェ設置 ・海外戦略 ⇒「JAPAN鯉」販売体制構築	研究開発課題4 水産業の次世代を担う若者の育成 ・小中高生の意識づけ ・アントレプレナー教育 ・リカレント教育 ⇒新たな水産人材育成プログラム



高島水産研究所施設内

研修センター全景

(ウ) (仮称) 水産研究所研修センター

a 施設の状況
旧高砂園を長崎大学が使用貸借契約により活用 ※期間：令和 6 年 7 月 1 日～令和 15 年 3 月 31 日
b 施設の使用目的
高島水産研究所の研究者や学生等の教育・宿泊施設として活用することで、高島水産研究所を中心とした水産海洋研究教育機能の充実
c 活用状況
研究室及び宿泊室として利用するため改修中 令和 8 年 7 月開所予定

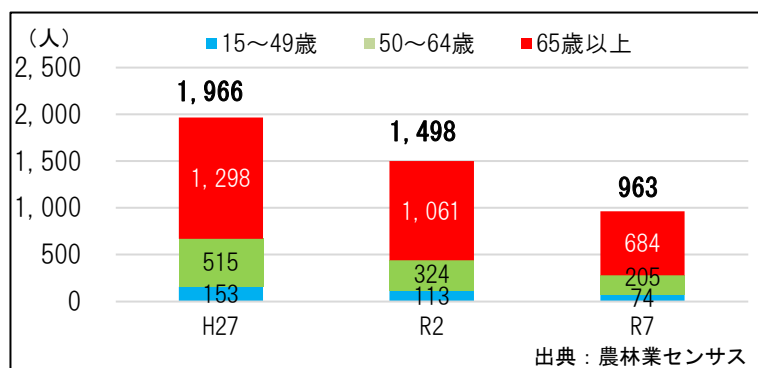
(2) 農林業の振興について

ア 農業の担い手創出の取組みについて

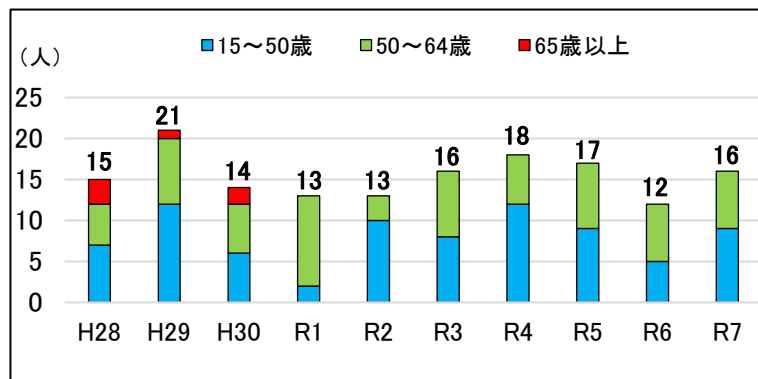
長崎市の農業従事者数が減少する中、JA や関係機関と連携し、若年層の新規就農者への育成確保に取り組んできた結果、毎年10 名以上の新規就農者が着業しているものの、さらなる担い手の創出が必要である。

そこで、長崎市では、新規参入者に加え、農業後継者や定年帰農者などの「多様な担い手」を創出するため、都市型農業の魅力を発信するとともに、就農相談から定着支援、就農後のフォローアップまでをトータルでサポートしていく「長崎市就農トータルサポート」を推進している【経済再生アクションプラン】。

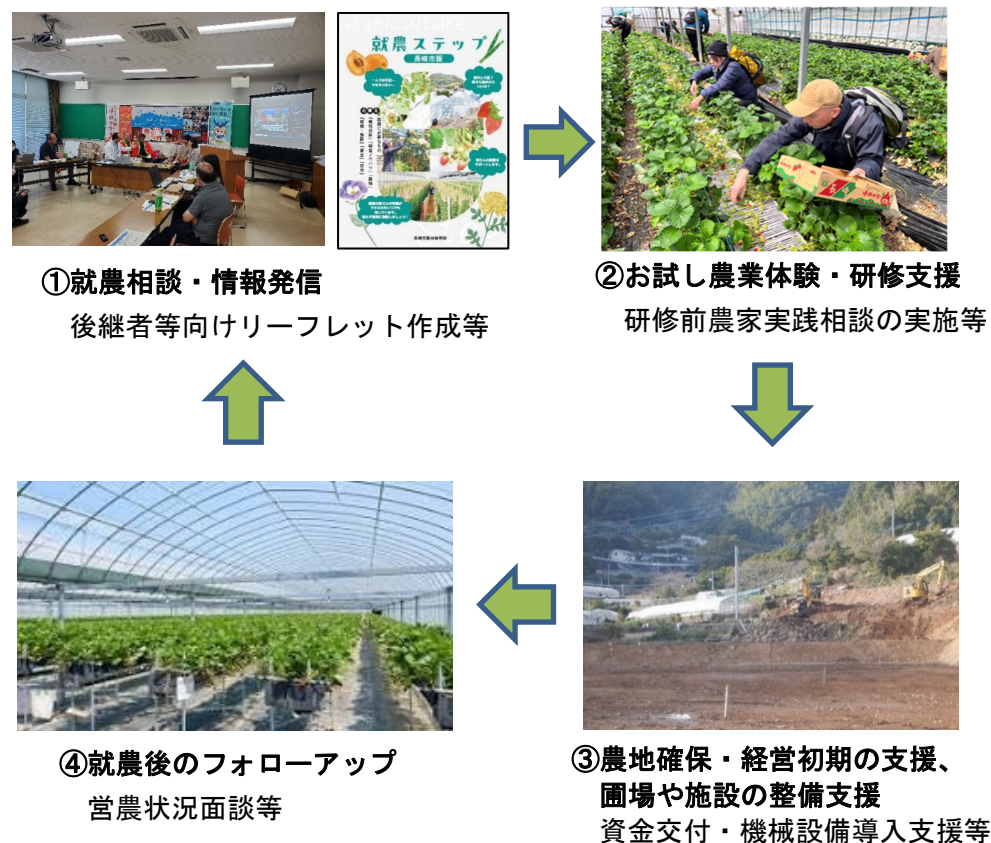
(ア) 年齢層別基幹的農業従事者数の推移



(イ) 新規就農者数の推移



(ウ) 「長崎市就農トータルサポート」の概要（主な取組み）



イ 生産の効率化・高品質化の推進について

(ア) 概要

長崎市の農業従事者数が減少する中、生産の効率化や高品質化等による収益性の向上を図るため、生産基盤の強化やスマート農業の推進、農地の基盤整備の検討を進めている。

(イ) スマート農業の推進等の主な取組み

a 施設園芸における低コスト耐候性ハウス及び環境制御装置の整備の支援

- ・ 内容：既存ハウス又は低コスト耐候性ハウス建設と併せ、ハウス内の温度やCO₂濃度等を調整する環境制御装置、自動換気装置、自動灌水装置の導入し、生産の効率化及び高品質化を図る。
- ・ 令和5～7年度における整備実績：受益者数 11戸



自動換気装置

b AI評価・選果システムの整備の支援（令和8年度のみ）

- ・ 内容：いちご等のAI評価・選果システムを導入することで、処理量の向上、農家の労力軽減を図る。
- ・ 総事業費：70,000千円、補助金額：46,666千円（補助率3分の2）



JA ふうおか八女の AI 評価・選果システム

c ドローン操作資格取得の支援（令和8年度新規）

- ・ 内容：農業用ドローンの操作に係る資格取得を支援し、農業者における薬剤散布等の労力軽減を図る。
- ・ 総事業費：1,050千円、補助金額 525千円（補助率2分の1）

(ウ) 農地の基盤整備の検討

優良農地を確保し農業の生産効率の向上を図るため、春日地区において国の農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した農地の基盤整備の検討を進めており、令和9年度の実施計画策定に係る国庫事業の要望を行っている。

- ・ 整備面積：約6.5ha 概算事業費：810,000千円



春日地区基盤整備予定地

ウ 有害鳥獣対策について

(ア) 概要

イノシシ・シカ等の有害鳥獣対策については、①防護、②棲み分け、③捕獲の3対策を実施するとともに、地域住民が連携した「地域ぐるみの取組み」を推進し、被害の軽減に努めている。

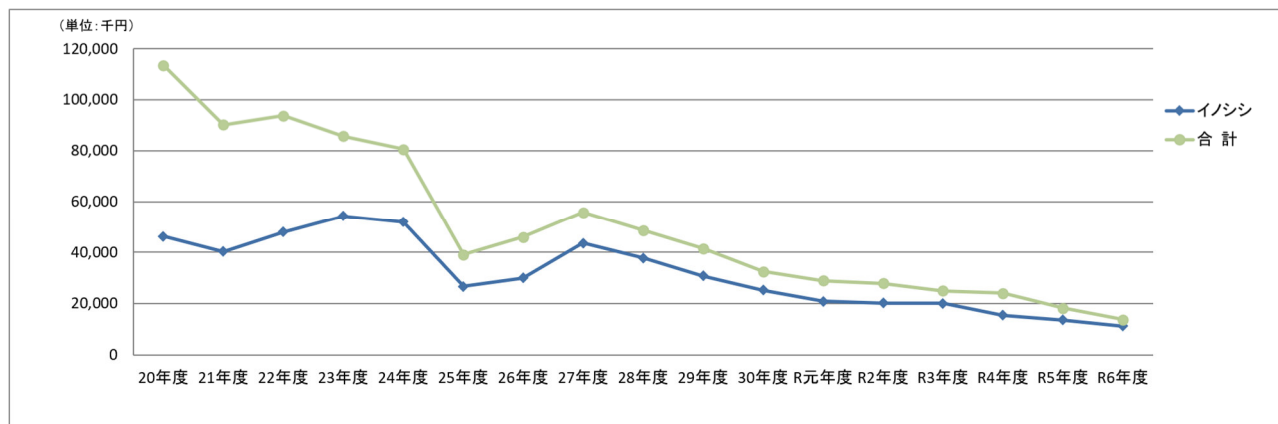
防護対策については、これまで、自治会等における防護柵の運搬・設置の支援（令和3年度）、防護柵の仕様の見直し（令和6年度）、防護柵の配布方法の見直し（令和7年度）を行っているが、イノシシ等による市街地周辺での生活環境被害は高止まりの状況である。

このような中、令和4年度からは、新設市道を活用した市主体による有害鳥獣対策防護柵の広域設置・検証を行い、令和7年度は市が主体となって設置する広域防護柵の整備箇所を抽出し、令和8年度以降は広域防護柵の設置等を実施することで、市民の安全安心につなげていく。

(イ) 有害鳥獣による農業被害金額

（単位：千円）

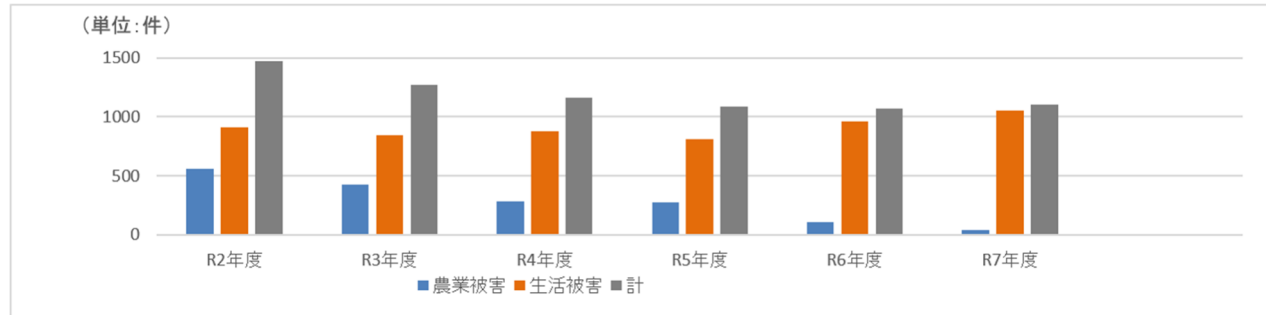
年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
イノシシ	46,224	40,273	47,919	54,285	51,900	26,671	29,953	43,571	37,712	30,790	25,252	20,826	20,155	20,046	15,421	13,561	11,209
シカ	19,380	11,493	10,799	8,322	10,443	1,121	2,502	1,267	1,173	1,105	794	243	283	275	170	0	74
カラス	45,301	18,106	16,815	9,752	5,824	3,037	1,937	3,835	1,616	2,765	1,843	1,416	3,341	2,133	1,055	934	566
アナグマ	2,343	6,568	7,211	8,119	5,596	4,046	2,410	2,497	2,843	1,782	2,226	1,772	2,087	253	4,646	1,738	577
テン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タヌキ	325	—	—	3,662	4,153	—	1,037	632	596	938	648	546	767	38	231	398	35
ヒヨドリ	—	7,619	8,861	1,093	1,709	4,182	6,234	2,638	3,666	2,816	744	3,076	1,119	164	1,567	414	763
その他	—	6,127	2,100	521	963	—	1,815	1,270	983	1,266	1,000	976	158	2,092	914	1,232	525
合 計	113,573	90,186	93,705	85,754	80,588	39,057	45,888	55,710	48,589	41,462	32,507	28,855	27,910	25,001	24,004	18,277	13,749



(ウ) 有害鳥獣の相談件数

(単位:件)

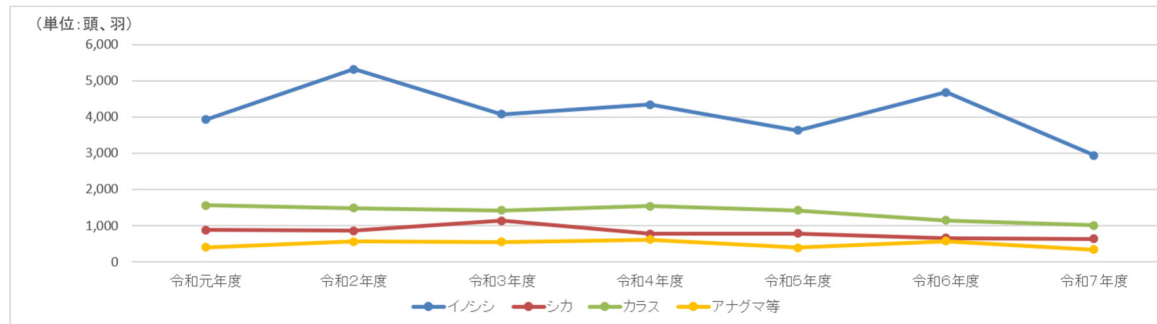
内 容	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
農業被害	471	562	427	282	274	110	44
生活被害	620	908	847	878	813	964	1,057
計	1,091	1,470	1,274	1,160	1,087	1,074	1,101



(エ) 有害鳥獣の捕獲実績

(単位:頭、羽)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	3,925	5,318	4,079	4,341	3,628	4,682	2,940
シカ	881	859	1,132	771	781	655	639
カラス	1,561	1,489	1,419	1,541	1,419	1,140	1,010
アナグマ等	401	557	546	609	391	570	335



(才) 広域防護柵整備計画検討委託 (令和7年度実施)

イノシシ等による市街地周辺での生活環境被害対策を強化するため、市が主体となって設置する広域防護柵の整備箇所を抽出した。

a 整備内容

- | | |
|--------------|--|
| (a) 整備予定箇所 | 27 箇所 |
| (b) 実施期間 | 令和 8 年度から各年度 2 ～ 3 箇所を整備予定 |
| (c) 見回り・維持管理 | 定期的な見回り等の維持管理は自治会等に協力を依頼する。(修繕資材は長崎市が負担) |

b 事業費 2,310 千円

(力) 有害鳥獣対策広域防護柵設置委託 (令和8年度新規)

- a 設置箇所 2箇所（本河内1丁目周辺、かき道3丁目周辺）において協議等を進めている。
- b 事業費 6,500千円



(3) 基盤整備について

ア 漁港施設、海岸保全施設の整備について

(ア) 概要

漁港施設においては、水産業の振興及び水産物の安全で効率的な供給を図るために、防波堤や物揚場などの整備を行っているが、堆積物により泊地の水深が不足しているため、船の航行や係留に支障が生じ漁業活動の負担となっていることから、浚渫工事を行い漁業者の漁業活動の負担を軽減する必要がある。

また、整備された施設は、波浪や塩害などで全体的に老朽化が進行していることから、対策を行い漁港施設の機能維持を図る必要がある。

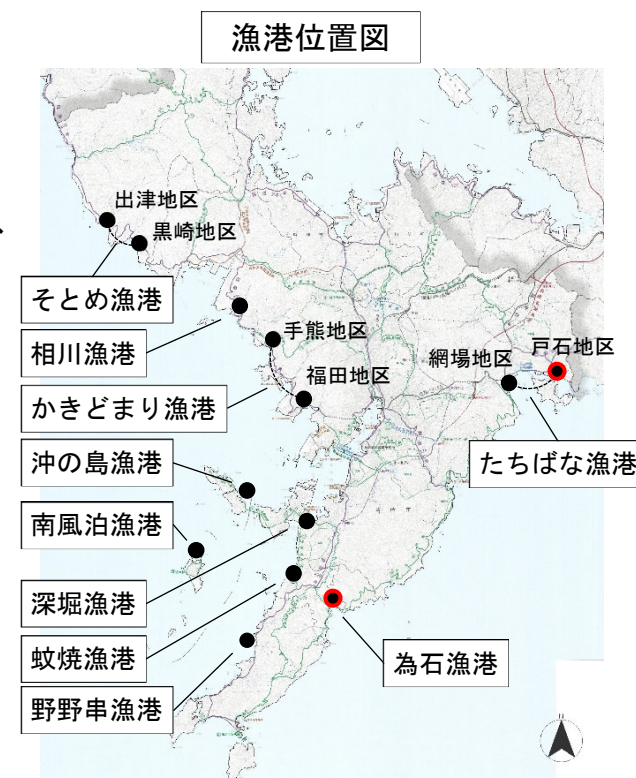
海岸保全施設においては、高潮・波浪等による海水の侵入などにより背後集落に被害が生じることから、護岸などを整備することで背後にある生命・財産を保全し、海岸保全区域全体の安全性の向上を図る必要がある。

(イ) これまでの取組み

水産物の安定供給を図るための基盤や背後集落の安全性向上のため、総合的かつ計画的に漁港施設等の整備を実施してきたところである。

また、堆積物により水深が不足している泊地の浚渫工事や、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化と縮減を図るため老朽化診断などを行い、その結果に基づき、必要とされる保全工事を実施するなど施設の機能の回復を図っている。

(ウ) 令和8年度の主な取組み内容



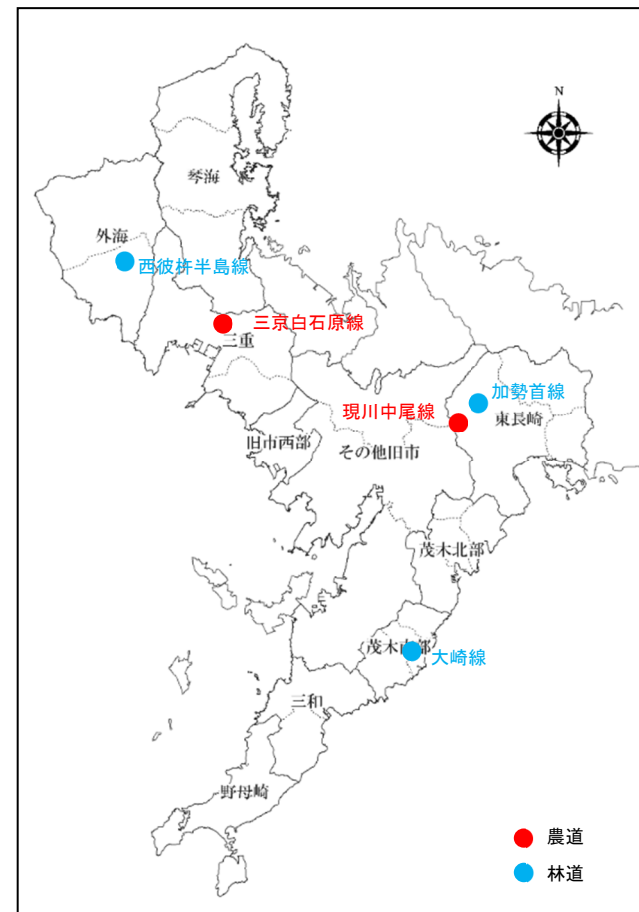
イ 農道、林道の整備について

(ア) 概要

長崎市が管理している農林道において、緊急性や危険度が高い法面の改良や老朽化による損傷の著しい路面の改修等を行い、安全性の向上や円滑な通行の確保を図る。また、地域防災計画に記載している農林道の自然法面等の危険箇所において、災害を防止するため整備を行う。

(イ) 令和８年度の主な取組み内容

予算名	内容
【単独】農業用施設整備事業費 農道	工事 ・ 農道三京白石原線（法面改修） 業務委託 ・ 農道転石野の下線ほか 7 線（橋梁点検）
【単独】自然災害防止事業費 農道	工事 ・ 農道現川中尾線（自然法面改良）
【単独】森林基幹道整備事業費 西彼杵半島線	業務委託 ・ 林道西彼杵半島線（用地測量）
【単独】林業用施設整備事業費 林道	工事 ・ 林道加勢首線、大崎線（改良・舗装）
【単独】自然災害防止事業費 林道	業務委託 ・ 林道西彼杵半島線（測量・設計）



4 指定管理者制度の更新の方針について

(1) 指定管理者制度導入施設一覧

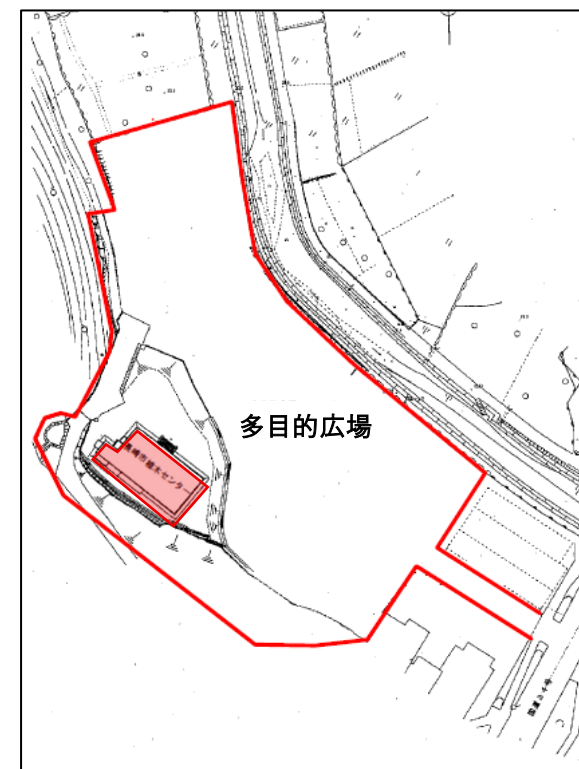
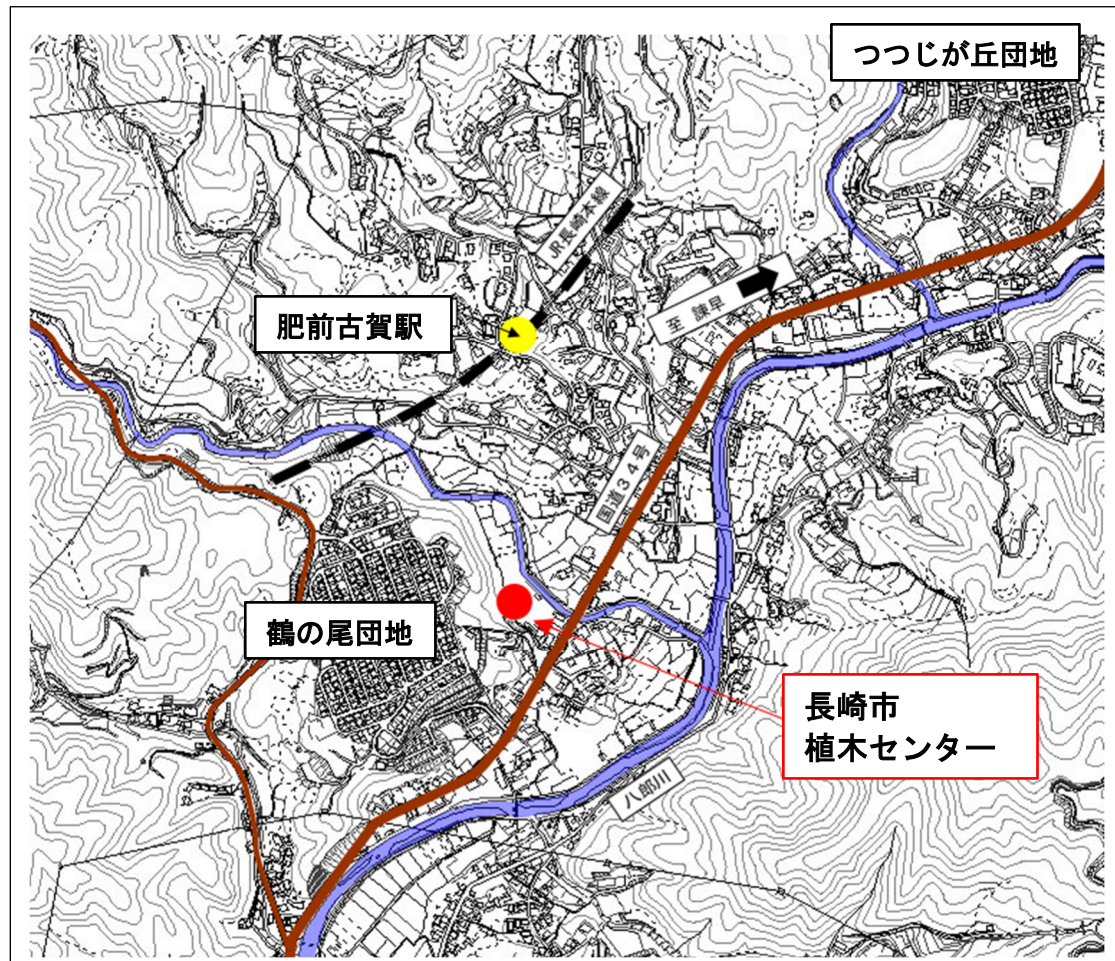
選定方法	施設名	設置根拠（条例）	現在の指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎市野母崎高浜海岸交流施設	長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例	(株) t o i t o i t o i	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	水産農林 政策課
	長崎市体験の森	長崎市体験の森条例	(株) シンコー	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	
	長崎市道の駅夕陽が丘 そとめ	長崎市道の駅夕陽が丘 そとめ条例	そとめ「食」と「農」の架 け橋共同事業体	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	
非公募	長崎ペンギン水族館 たちばな漁港有料駐車場	長崎ペンギン水族館条例 長崎市漁港管理条例	(一財) 長崎ロープウェイ・ 水族館	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	
	長崎市植木センター	長崎市植木センター条例	農事組合法人古賀植木 園芸組合	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	高島海水浴場 高島ふれあいキャンプ場	長崎市高島ふれあい海岸 条例	高島振興協同組合	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	
	飛島磯釣り公園		西彼南部漁業協同組合	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	

(2) 非公募予定施設

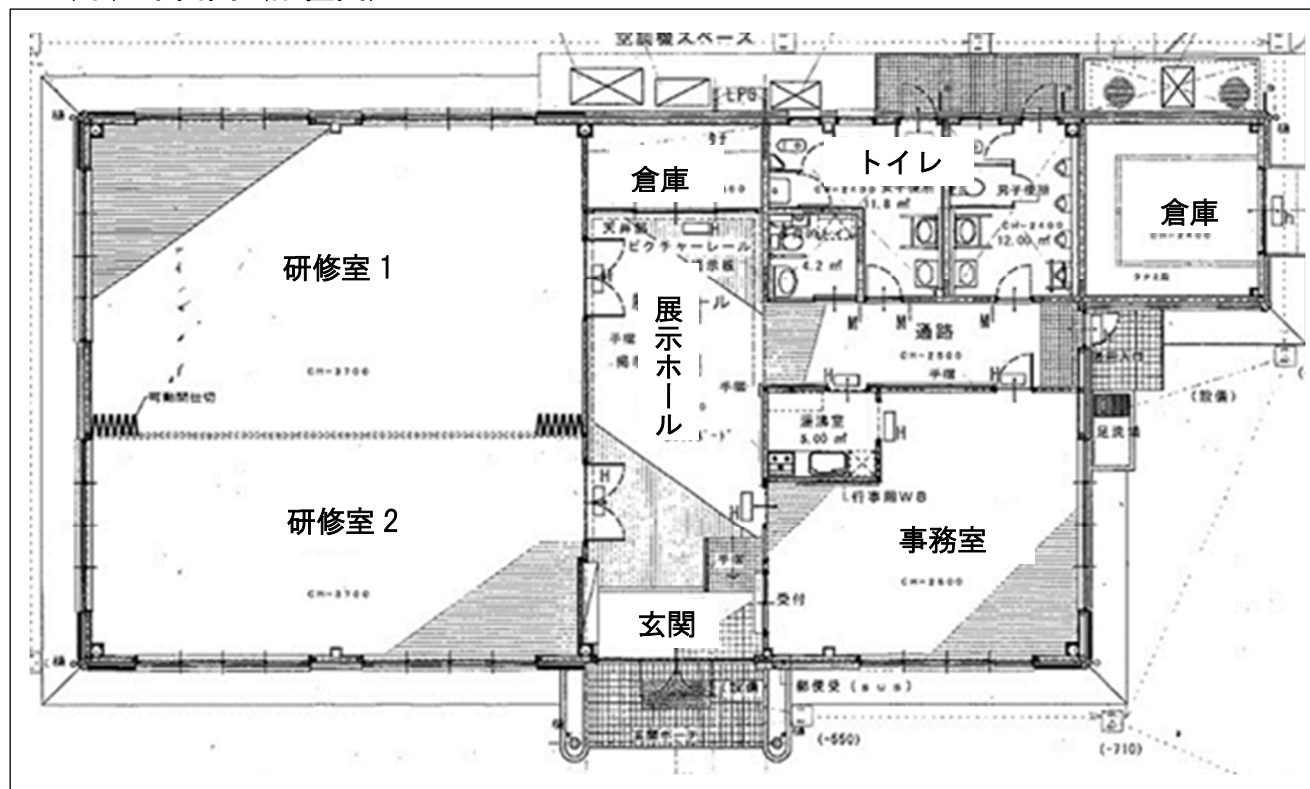
長崎市植木センター

ア 施設の概要

(ア) 位置図



(イ) 平面図 (配置図)



外観



多目的広場



研修室



事務室

(ウ) 名称 長崎市植木センター

(エ) 所在地 松原町 2624 番地 1

(オ) 設置年月日 平成 16 年 5 月 1 日

(カ) 設置目的 市民に植木園芸に関する情報及び研修の場を提供し、もって植木園芸の振興に資するため。

(キ) 主な施設内容

敷 地	面積：7,145 m ²
建 物	構造：鉄骨造平屋建て 延床面積：280 m ²
内 容	建物内：研修室 1 (77 m ²)・研修室 2 (55 m ²)、事務室 (37 m ²) 等 その他：多目的広場 (5,720 m ²)、見本庭園 (80 m ²) 等

(ク) 開館時間（承認の基準） 午前 9 時から午後 5 時までの時間帯を基本とし、1 日 8 時間以上。

(ケ) 休館日（承認の基準） a 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日以外の日。

b 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの期間内。

(コ) 利用料金

a 研修室利用に係る基準額

区分	金額（1 時間につき）
研修室 1	650 円
研修室 2	390 円

* 冷暖房料金を含む

イ 指定管理者制度導入による効果の検証 ※植木センターは設置当初（平成 16 年 5 月 1 日）から指定管理者制度を導入

(ア) 利用者の推移 (人)

年度	導入前 (該当なし)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
利用人数		4,253	6,269	5,994	5,080	4,670

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く (千円)

年度	導入前 (該当なし)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
金額		5,883	6,524	6,524	6,524	6,524

(ウ) 利用料金収入 (千円)

年度	導入前 (該当なし)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
金額		33	78	70	57	80

(エ) 主なサービス向上策

- a 園芸講座等による積極的な植木園芸の普及・啓発（仕様書規定水準（年間 24 回以上）を超える開催（令和 7 年度実績：40 回）
- b 植木園芸に係る高度人材の育成（「樹木医試験チャレンジ講座」として難関資格取得のための通年講座を一般向けに実施）
- c 地域との交流（地元小学校の小学生への園芸教室（アジサイの育て方、苔玉の作り方教室等）の開催）
- d 自主事業「古賀植木まつり（令和 7 年度入場者数：9,900 人）」「春の植木市（令和 7 年度入場者数：3,400 人）」の毎年開催
- e 植木園芸に関する相談（小売販売、剪定依頼、栽培管理等）に随時対応
- f 植木園芸に関する情報発信（施設の公式 SNS を開設し、施設での催しや講座情報等を発信）

(オ) 評価

植木園芸に関する専門的な知識や事務処理作業の経験を有する者を配置し、園芸講座の開催や植木園芸に関する催しなど施設の設置目的に沿った取組みが行われており、適正な管理運営と良好なサービスの提供がなされている。

また、令和 5 年度から、長崎県樹木医会と協力した「樹木医試験チャレンジ講座」をスタートさせ、令和 6 年度には、受講者が試験の第一次審査に合格した。このほか、施設の公式 SNS を開設し、施設での催しや講座情報を分かりやすく発信する等、地域の樹木・緑化の保全を目的に、新たな取組みも積極的になされている。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

- (ア) 現在の指定管理者 農事組合法人古賀植木園芸組合
- (イ) 現在の指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (ウ) 次期指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- (エ) 選定方法 非公募
- (オ) 非公募の理由

植木センターは、「植木の里」として400年以上の歴史を誇る植木の産地である古賀・松原地区に立地し、市民への緑化に対する思想の普及や情報の提供、植木園芸の振興を図ることを目的に整備した施設である。

現在の指定管理者である農事組合法人古賀植木園芸組合は、地域の植木の生産者により構成された、地域を代表する組織であることに加え、植木園芸に関する情報及び技術指導能力を有しているほか、植木の里における散策ルート（庭園）の管理・周知啓発といった地域振興活動の一端も担っている。

このことから、地域と連携し、より効果的な緑化の啓発や植木園芸の振興が期待できるため、同団体を非公募として選定する。

(カ) 利用料金制 導入

(キ) 業務内容

a 植木センターの利用に関する業務

(a) 施設の受付・案内 (b) 利用等の許可（取消しを含む） (c) 利用料金の徴収、広告宣伝 等

b 植木センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(a) 施設及び設備の修繕 (b) 清掃及び除草 (c) 警備、等

c 植木園芸に関する情報等の提供及び技術指導に関する業務

(a) 植木園芸に資する講習会等の企画・実施（年間24回以上） (b) 問い合わせなどに対する対応 (c) 情報提供及び技術指導

d その他の業務

(a) 事業計画書及び収支予算書・事業報告書の作成 (b) 職員研修 (c) 利用者アンケートの実施及び報告 等

エ 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和８年６月	６月議会	・ 更新の方針の説明（所管事項調査）
令和８年８月		・ 特定団体に仕様書等を提示
令和８年９月		・ 特定団体から指定に必要な書類を受領
令和８年１０月		・ 特定団体の決定
令和８年１１月	１１月議会	指定管理者の指定
		・ 指定議案審査
		債務負担行為の設定
		・ 補正予算議案審査